

水痘ワクチンの定期接種について

水痘の予防接種が平成26年10月より定期接種となりました。

【対象者】 1歳以上3歳未満（1歳児と2歳児）

【接種回数】 2回

【標準的な接種期間】 1回目：生後12ヶ月から生後15ヶ月
2回目：1回目から3ヶ月以上の間隔をおいて
（6ヶ月から12ヶ月の間がのぞましい）

水痘ワクチン接種歴	接種回数	接種間隔等
1回も接種したことがない	2回	3ヶ月以上の間隔をおく
生後12ヶ月以降1回接種	1回	1回目の接種から3ヶ月以上の間隔をあける
生後12ヶ月以降2回接種 （接種間隔が3ヶ月未満）	1回	1回目の接種から3ヶ月以上 （2回目の接種から27日以上）の間隔をあける
生後12ヶ月以降2回接種 （接種間隔が3ヶ月以上）	0回	既に定期接種を終了したものとみなす

注）2回接種を行っていても、間隔が3ヶ月未満の場合は1回の定期接種のみ終了したとみなされます。
2回目の接種が必要です。

注）水痘にかかったことのあるこどもは、定期接種の対象とはなりません。

経過措置 平成26年度（平成26年10月1日より平成27年3月31日まで）

【対象者】 生後36ヶ月から生後60ヶ月の小児（3歳児と4歳児）

【接種回数】 1回

注）過去に水痘の予防接種を行ったこどもは、定期接種の対象とはなりません。
水痘にかかったことのあるこどもは、定期接種の対象とはなりません。